

【悪魔】 学校で起こった事故や事件が裁判で争われる例が、どんどん増えてきていますね。今の学校はそんなに荒れているんでしょうか？

【天使】 様々な問題が生じている可能性は否定できないが、「荒れている」というほど深刻な事態にもなっていないだろう。ただ、事故や事件が発生した際に、法的な手段に訴える事例は、従来に比べて増加しているように思われる。

【悪魔】 日本も訴訟社会になってきた、なんて議論が一昔前に言われてきましたけど、学校での事故や事件もそうなってきたわけですか。でも、裁判所に行くことで、かえって事態がこじれそうな気もするんですけど。

【天使】 それは逆だ。法的解決を求めて訴訟を提起することが当事者間の信頼関係を失わせる原因なのではなく、当事者間の信頼関係が失われたことが原因となって訴訟が提起されるのだ。これまで学校で発生してきた事故や事件の中には、法律上の問題点として解決すべきものが含まれていたにもかかわらず、学校側が事態

悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

最終回

学校事故・事件の 「法的解決」

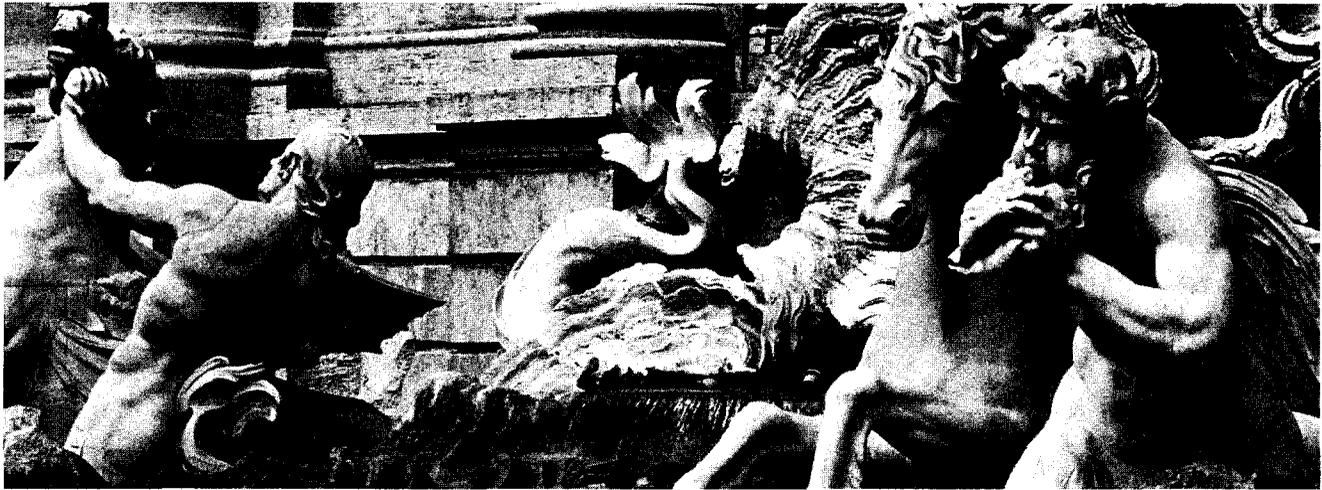
の調整を図った結果、訴訟にまで到らなかった、という場合が少なからずあるものと思われる。従って、訴訟が提起されることが多くなった、ということは、学校が事故や事件の解決や調整を自主的に図ることが種々の事情により困難になってきた、ということの具体的な結果にほかならない。

【悪魔】 なるほど、学校が信頼されなくなったから、訴訟が多くなったということですか。私にはまた、当事者を裁判に向けて不必要にけしかける専門家が増えてきたから、訴訟の数が増えてきたんじゃないかと思ってきましたが。

【天使】 人聞きの悪い言い方をするな。事故や事件が発生し、当事者の権利や利益が侵害された場合には、その法的な是正を求める権利や機会^{えん}は全ての者に確保されなければならない。そのため典型的な手段が裁判であり、国民の裁判を受ける権利が憲法32条で保障されている所以である。また、裁判による法的な解決は、単に当該事案の具体的な解決にとどまるものではなく、同種の他の事案における先例としての意義

をも担うものでもある。逆に、わが国の民事訴訟制度上、当事者が訴えを提起しない限り、裁判所は判断を行うことができない。従って、法律上の問題点が存在する限り、当事者としてはむしろ裁判所の判断を積極的に仰ぐことが望ましいわけであり、それを勧めることはむしろ専門家の役割ですらあると言えよう。

【悪魔】 それは、訴訟で生計を立てている専門家の側の言い分でしょう。当事者には個人としての生活が別にあつて、裁判に巻き込まれるのは人生の中での明らかな異常事態だ、ということをも、もう少しお考えになった方がよろしいんじゃないありませんか。第一、法律上の解決と言っても、民事の場合は損害賠償を払え、ということくらいしか、判決としては出てこないわけですよ。しかも、事件が複雑になると、結論が出るまでずいぶん時間がかかったりして、当事者が子どもであったような場合だと、裁判が終わるまでに卒業、ということだって珍しくありませんでしょう。裁判を行うことで、学校での事故や事件は「解決」をすると、本当に信じていらっしやるんですか？



【天使】 そのような批判は、「解決」という概念が曖昧であることから、裁判制度に過剰な期待を寄せ過ぎるために生じてくるものにはかならない。裁判で解決されるのは、あくまで、当該事件における法律問題と、その前提となる事実関係についてであり、当事者間の心情や人格については、むしろ、国家権力が法律を介在して入り込むべきでない領域に属するものである。その意味では、裁判における解決は確かに限定的事であることは否定しないが、そのようなものとして割り切る態度が、当事者には必要であることも強調されなければならない。

【悪魔】 ということは、結局、学校や生徒や保護者が、信頼関係をもう一度回復させるために、裁判と別に頑張らなきゃいけないんじゃないませんか。まあ、学校に全部任せる時代は終わったような気がしますけど、「法的解決」が全てを引き受けてくれるわけでないのなら、当事者はずいぶん大変な状況に置かれているわけで、その点についての説明がもう少し専門家からきちんとされないと、当事者は本当に困るんじゃないありませんかねえ。